

子ども食堂

安心・安全プログラム

別紙資料：各種ツール



6つのツール



チェックリスト



計画書シート



団体内ルール



参加者啓発資料
(年代別)



ガイド



誓約書

団体内のリスク管理状況を把握するためのチェックリストとしてご活用ください。

→ 対応が済んでいるものは「済」、今後対応予定のものは「予定」に☑

項目	チェック内容	済	予定
ハラスメント ルール	体罰、暴言、無視、脅しを一切禁止する		
	不当な差を設けない、差別を行わない		
	性的な行為は相手の同意に関わらず一切禁止する。誘う、そそのかす行為も禁止する		
	閉じた空間（個室、車、茂みなど）で二人きりにならない		
	体に触らない（だっこ、おんぶ、膝に座らせる、撫でるなど含む）		
	個人アドレス・電話番号・SNSなどの連絡先を取得しない、教えない		
	活動外で参加者・ボランティアと連絡をとったり、接触しようとししない		
	連絡においては、CCに職員を1人以上入れる		
肖像権	参加者・ボランティアの写真を承諾なく撮影しない		
	参加者・ボランティアの写真を公開する場合は、当人（かつ未成年の場合は保護者）に承諾を得る		
プライバシー	参加者・ボランティアのプライバシーに関して不必要に尋ねない		
	参加者・ボランティアについて知りえた情報を、本人の承諾なく、他の人に知らせない		
個人情報	参加者・ボランティアの個人情報を取得する場合は、目的を伝え、承諾を得る		
	参加者・ボランティアの個人情報はパスワードをかけて保管する		
	他の参加者等に個人情報が分からない形で運用する（名簿など）		
相談窓口制度	2名以上の相談窓口を設定、団体内で公表		
	相談方法の設定（メール、電話、目安箱、カード） ※子どもが使える方法を含む		
	匿名アンケートを定期的実施する（年1回など）		
	問題発生時の対応プロセスを設定、団体内で公表		
参加者への啓発	参加者・保護者の参加前に周知（人権侵害されないこと、ルール、相談窓口制度）		
採用	職員・ボランティアの採用前に周知（ガイドを募集要項にのせるなど）		
	職員・ボランティアは活動参加前に、オリエンテーションの中で該当ルールを説明		
	職員・ボランティアは活動参加前に誓約書に署名・提出		
体制	リスク担当者を2名設定、団体内で公表する		
	担当者が中心となり、定期的にリスクの洗い出し・対策を協議する（年1回など）		
	定期的、職員・ボランティアはルールを読み直し、誓約書に署名・再提出する（年1回など）		

団体内のリスク管理の計画書シートとしてご利用ください。

→「進捗確認」の欄は半年ごとなどに記載してください。

	項目	団体での認識・対応
現状把握	ルールや制度、対応の現在の状況	
	考えられるリスク	
計画	対応方針	
	対応方針の理由	
	対応項目 (期日を含め)	
	上記達成のための具体的な行動計画 (スケジュール含め)	
進捗確認①	対応項目の進捗状況	
	(計画に変更がある場合)	
	具体的な行動計画	
進捗確認②	対応項目の進捗状況	
	(計画に変更がある場合)	
	具体的な行動計画	

団体内のルール設定のご参考に使用してください。
適宜、その他のルールに組み込んだり、修正加筆や割愛しても構いません。

参加者やボランティアの安心・安全を守るルール（例）

1. 基本

① 本ルールの目的

- A) 参加者やボランティアなどの安心・安全を守り、権利侵害を防ぐ
- B) 事業の安定により、継続的な裨益者への支援を可能とする

② 本ルールの対象

- A) 本ルールは職員・ボランティアと対象とする。ただし参加者間での権利侵害にも留意する
- B) 本ルールは、活動時間内に留まらず、時間外に発生するやり取りなども対象とする

③ 体制

- A) リスク担当者を2名設定（うち1名は団体代表）とし、リスク担当者を関係者に公表する
 - A) ●年●月時点のリスク担当者：●●／●●
- B) 理事会で年1回以上、リスクの洗い出し・対策を協議する
- C) リスク担当者は、年1回以上、団体内での本ルールの啓発、職員・ボランティアからの誓約書提出、匿名アンケートの実施を推進する

2. 禁止・留意事項：

職員・ボランティアは、参加者・ボランティアへの対応に置いて、以下事項を遵守する。
何らかの事情により実行が困難な場合はリスク担当や後述の相談窓口に速やかに相談する。

① ハラスメント

- A) 体罰、暴言、無視、脅しを一切禁止する
- B) 不当な差を設けない、差別を行わない
- C) 性的な行為は相手の同意に関わらず一切禁止する。誘う、そそのかす行為も禁止する
- D) 閉じた空間（個室、車、茂みなど）で二人きりにならない
- E) 体に触らない（だっこ、おんぶ、膝に座らせる、撫でるなど含む）
- F) 個人アドレス・電話番号・SNSなどの連絡先を取得しない、教えない
- G) 活動外で参加者・ボランティアと連絡をとったり、接触しようとするしない
- H) 連絡においては、CCに職員を1人以上入れる

② 肖像権

- A) 写真を承諾なく撮影しない
- B) 写真を公開する場合は、本人（かつ未成年の場合は保護者）に承諾を得る

③ プライバシー

- A) プライバシーに関して尋ねない（家庭環境、学業成績、個人的悩みなど）
- B) 上記について、対象者から話した場合は聞くことができる。ただし、知りえた情報を、本人の承諾なく、他の人に知らせない

④ 個人情報

- A) 個人情報を取得する場合は、目的を伝え、承諾を得る
- B) 個人情報はパスワードをかけて保管する
- C) 他の参加者に個人情報が分からない形で運用する（名簿など）

(前ページからの続き)

3. 相談窓口制度

① 相談窓口制度の設定

A) 相談窓口の設定：問題が発生した際に参加者やボランティアが相談をできる常時2名以上の相談窓口を設定する（リスク担当者と兼務可能）

A) ●年●月時点の相談窓口：●●／●●

B) 相談方法の設定：

A) メール（メールアドレス：●●）

B) 電話（電話番号：●●）

C) 目安箱（●●に設置。匿名でも投書可能）※子どもが使える投書用紙を用意

② 匿名のアンケートを定期的実施し、問題発生把握に努める（年1回以上）

③ 問題発生時のプロセスは以下の通り設定する

A) 緊急対応：相談や事実を把握した際は、緊急性を確認し、被害者保護を行う

B) 体制・協議：対応チームは、リスク担当者2名と理事長、●●理事、顧問弁護士を含めた4名とし、問題把握後24時間以内に対応協議を行う

C) 外部連携：問題の内容により、警察・医療福祉機関と連携する

D) 調査：リスク担当者2名により相談者、被害者、嫌疑対象者、第三者への調査を実施する。

E) 対処：加害者がいる場合は、警察への連携、法的対処、団体処遇・懲罰、外部公表を含め適切に対処する。

F) 守秘：相談者や被害者の安心・安全を守るため、相談をした・被害を受けたことに関して、誰がどのような状況であったかの情報は適切に管理する。また、嫌疑対象者が加害者として確定するまでは、嫌疑がかけられている情報について慎重に対応する

G) ケア：相談者や被害者の安心・安全を守るため、団体として心身のケアに責任を持つ

H) 公表：その他の参加者や関係者、一般に向けて、適切な範囲で情報を公表する

I) 事後対応：原因究明ののち、リスク管理プロセスや体制を見直し、再発防止策を検討する

4. 参加者への啓発

① 参加者・保護者に対して、活動参加前に以下の内容を周知する

A) 人権侵害されないこと

B) 職員・ボランティアが守るルール

C) 問題があった場合（またはその疑いがある場合やルールが守られていない場合）に相談窓口制度を利用できること

D) 問題発生後の対応プロセスがあること、被害者や相談者の秘密や安全は守られること

5. 職員・ボランティアの採用時の対応

① 職員・ボランティア採用前に以下内容を周知すること

A) 人権侵害しないこと

B) 人権侵害されないこと

C) 本ルール

D) 問題があった場合に相談窓口制度を利用できること

E) 違反した場合の対処について

② 職員・ボランティアは活動参加前に別紙誓約書に署名・提出すること。また、年1回以上、全員が署名の再提出をすることで意識を喚起する機会を設ける。

保護者への啓発資料のご参考に使用してください。
参加前に本資料をお渡ししたり、活動場所に掲示するなどできます。
適宜、その他の資料に組み込んだり、修正加筆や割愛しても構いません。

保護者のみなさまへ

子ども支援団体には、子どもの安心・安全を守る責任があると考え、当団体では職員やボランティアが子どもたちを傷つけることがないように、ルールを設定しています。

もし、お気づきのこと（子どもの様子がおかしい、ルールが守られていないなど）あれば、相談してください。相談者の秘密・安全を守ったうえで、調査・ケア・対処を行います。

担当者●●、●● / メールアドレス●● / 電話番号●●

《ご参考》 職員・ボランティアから参加者に対するルール事項

① ハラスメント

- A) 体罰、暴言、無視、脅しを一切禁止する
- B) 不当な差を設けない、差別を行わない
- C) 性的な行為は相手の同意に関わらず一切禁止する。誘う、そそのかす行為も禁止する
- D) 閉じた空間（個室、車、茂みなど）で二人きりにならない
- E) 体に触らない（だっこ、おんぶ、膝に座らせる、撫でるなど含む）
- F) 個人アドレス・電話番号・SNSなどの連絡先を取得しない、教えない
- G) 活動外で参加者・ボランティアと連絡をとったり、接触しようとするしない
- H) 連絡においては、CCに職員を1人以上入れる

② 肖像権

- A) 写真を承諾なく撮影しない
- B) 写真を公開する場合は、当人（かつ未成年の場合は保護者）に承諾を得る

③ プライバシー

- A) プライバシーに関して尋ねない（家庭環境、学業成績、個人的悩みなど）
- B) 上記について、対象者から話した場合は聞くことができる。ただし、知りえた情報を、本人の承諾なく、他の人に知らせない

④ 個人情報

- A) 個人情報を取得する場合は、目的を伝え、承諾を得る
- B) 個人情報はパスワードをかけて保管する
- C) 他の参加者に個人情報が分からない形で運用する（名簿など）

参加者（未就学児、小学校低学年）への啓発資料のご参考にご使用してください。
参加前に渡すだけでなく、読んで説明してあげると効果的です。
適宜、その他の資料に組み込んだり、修正加筆や割愛しても構いません。

みんなのあんぜんのために、 おとながまもるルール



どなったり、
いじわるいわないよ



ふたりきりに
ならないよ



えこひいき
しないよ



かってにみんなの
しゃしんとらないよ



いいたくないことは
いわなくていいよ



おんぶ、だっこ
タッチはしないよ

こんなときは、おしえてね。

おとなが、ルール
をまもらないとき

いやだな、こわい
というとき

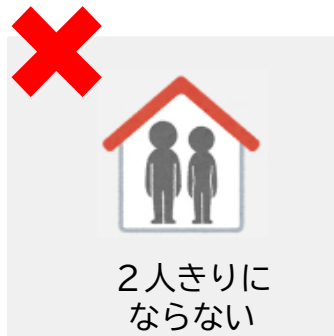
いたいとき、
きもちわるいとき

●●さんか●●さんにいってね。
かみにかいて、めやすばこにいれてもいいよ。
いいつけたってばれないようにするからあんしんだよ。

参加者（小学校高学年以上）への啓発資料のご参考に使用してください。
参加前に渡すだけでなく、背景も含め説明してあげると効果的です。
適宜、その他の資料に組み込んだり、修正加筆や割愛しても構いません。

みなさんの安全のために大人が守るルール

参加するみなさんの安全を第一にかんがえて、万が一の
じけん・じこがおこらないように、ルールを守ります。



みなさんも協力してください

できるだけ、大人とは
2人きりにはならない

れんらく先のこうかん
はしない（SNSも）

おんぶ、ひざにすわる、
だきつくことはしない

こんなときは、教えてください

大人が、ルールを
守っていないとき

いやだな、こわい、
不安というとき

いたいとき、
気持ちわるいとき

●●さんか●●さんに教えてね。

紙にかいて、めやすばこにいてもいいよ。

言いつけたってばれないようにするから安心して、そうだんしてね。

団体の職員・ボランティアが参加する前に読むガイドの参考です。
できれば、募集要項にリンクをはって、読んでもらってから応募してもらいましょう。
適宜、その他の資料に組み込んだり、修正加筆や割愛しても構いません。

～ 子ども被害を防ぐために ～

安心・安全プログラム ガイド

私たちこども食堂では、スタッフ(職員・ボランティア)による子ども被害の
リスクを最低限におさえるための仕組みを取り入れています。
参加応募前に、本ガイドをお読みになり、ご理解をお願いいたします。



スタッフが子どもを傷つける?!

残念ながら、子ども支援の現場ではスタッフによる性的虐待などの問題が起きています。
もちろん、あなたにそのつもりはないでしょうが、子ども被害が決して起きない団体・活動にしていく
ためのご協力をお願いいたします。



なぜ、そんなことが起きる?!

悪意で、子どもがたくさん集まる場に近づく人間が社会に存在します。
また、善意であっても、知らない間に子どもを傷つけてしまう場合もあります。
年齢や、支援・被支援者という非対称な関係の場合、最大限の注意をする必要があります。



油断は禁物!

子ども被害が起きると「まさか、あの人が…」 「そんなことがうちの団体で起きるなんて…」という
声が出てきます。うまくいっている時でも油断はできないのです。また、子どもたちは被害があっ
ても言い出せない場合が多い。問題が起きてなさそうでも対策は必要です。



リスクを防ぐための仕組みを導入しています

活動に参加していただく前や後に、リスクを防ぐ仕組みにご協力いただきます。
スタッフの皆さんには、ルールを読み、誓約書を書くこと。また、子どもや保護者の参加者には匿名
アンケートを取ったり、変なことがあったら相談できる相談窓口を設けています。



大切なことは…

ルールでがちがちになったり、スタッフを疑ったりすることは有効ではありません。団体として取り
組む仕組みがあり、またそれぞれのスタッフが学び、理解し、議論していくことが大切です。やむを
えずルールが守れないことや、現場に合わないことは、団体内で議論していきましょう。
同時に、あなた自身も「守られる」「被害をうけない」ということも覚えていてください。

団体の職員・ボランティアが提出する誓約書の参考例として使用してください。
適宜、その他の誓約事項を組み込んだり、修正加筆や割愛しても構いません。

誓約書

1. 「参加者やボランティアの安心・安全を守るルール」を熟読し、理解しました。また、違反があった場合は、その内容に基づき、警察との連携や外部公表、懲罰など適切に対応が行われることを理解しました。
2. 「参加者やボランティアの安心・安全を守るルール」を遵守します。
3. やむを得ない事情がある場合は、団体代表者またはリスク担当者や相談窓口へ速やかに相談します。
4. もし、自身や他の関係者の安心・安全がおびやかされている、またはその可能性がある場合は、リスク担当者や相談窓口へ相談できること、また相談者の秘密・安全は守られることを理解しました。

年 月 日

署名：